

埼玉県社会的養育推進計画

令和2年4月1日

埼玉県福祉部こども安全課

子供を虐待から守る地域づくり

1 児童相談所の体制・機能強化

- (7) 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。
- (イ) 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や法的対応力などの専門研修などを充実させます。
- (ウ) 児童相談所に警察官OBを配置し、児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や安全確保の徹底を図ります。
- (エ) 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。
- (オ) 休日・夜間もつながる電話相談窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。
- (カ) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。
- (キ) 児童虐待通告に迅速かつ適切に対応できるよう新たな児童相談所の整備を進めます。
- (ク) 児童相談所の業務について、AIやICT、民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。
- (ケ) 児童相談所において、虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。
- (コ) 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。
- (サ) 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。

2 一時保護の充実

- (7) 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント（評価）が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。

- (イ) 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。
- (ウ) 一時保護を必要とする、DVの被害者に同伴する子供の心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。
- (エ) 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めます。
- (オ) 一時保護所において、子供の権利を尊重し環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組みます。
- (カ) 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。
- (キ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実を図ります。

3 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- (ア) 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。
- (イ) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。
- (ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。
- (エ) 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。
- (オ) 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。
- (カ) 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。
- (キ) 保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。
- (ク) 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、スクールソーシャルワーカーと連携して子供を虐待から守る学校づくりを推進します。
- (ケ) 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携などについて研修会を実施します。
- (コ) 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。

- (ウ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。
- (エ) DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。
- (オ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。
- (カ) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。
- (キ) 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。

4 子供の権利擁護

- (ア) 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働き掛けなどを行います。
- (イ) 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。
- (ウ) 児童相談所職員が子供の意向をくみ取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。
- (エ) 社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、子供が意見を述べることができる機会を確保します。また、子供の意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を検討します。
- (オ) 児童養護施設等が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。
- (カ) 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度の活用に向けて専門家と連携して適切に支援します。
- (キ) 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。
- (ク) 児童養護施設職員等を対象に研修を行い、性的マイノリティの子供が安心して施設で生活できるように支援します。

5 市町村の子供家庭相談体制への支援

- (7) 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。
- (イ) 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。
- (ウ) 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。
- (エ) 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。
- (オ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。
- (カ) 子供の最も身近な場所において、全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。
- (キ) 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働き掛け、必要な支援を行います。
- (ク) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。
- (ケ) 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。
- (コ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。

社会的養育の充実

1 里親等委託の推進

- (7) 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所

に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。

- (イ) 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。
- (ウ) 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。
- (エ) 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組みます。また、委託後も定期的に訪問するなど切れ目のない支援を行います。
- (オ) 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。
- (カ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。
- (キ) 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していきます。
- (ク) 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。
- (ケ) ファミリーホームの設置促進のため、里親等に制度の周知を図るとともに、開設に係る相談に応じ、支援します。

2 特別養子縁組等の推進

- (7) 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続や養親等への支援について助言・指導等を行います。
- (イ) 出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。

3 児童養護施設等の体制整備、人材確保・育成

- (7) 児童養護施設等における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。
- (イ) 児童養護施設等において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状態に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。
- (ウ) 児童養護施設等の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。
- (エ) 児童福祉施設協議会等と連携して人材の確保や育成の取組を支援します。
- (オ) 児童養護施設等において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。

- (カ) 児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。
- (キ) 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。
- (ク) 専門的ケアを行う児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。
- (ケ) 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。
- (コ) 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童養護施設等への指導・支援をきめ細かく行います。
- (ク) 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。
- (シ) 児童養護施設の職員等を対象に、虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。
- (ス) 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童養護施設等の多機能化を支援します。
- (セ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託については、その充実を図ります。
- (ソ) 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。
- (タ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。
- (チ) 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入れを進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。

4 入所児童等の自立支援

- (7) 家庭での養育が困難な児童に対して共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。
- (イ) 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。
- (ウ) 児童養護施設等の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。
- (エ) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。

- (オ) 進学、就労が困難な児童養護施設等の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する市町村などの関係機関と連携を図ります。
- (カ) 児童養護施設等の退所者等を支援する交流拠点を活用し、退所者等の孤立化を防ぐとともに、関係機関と連携し、個々のニーズに合った支援を行います。
- (キ) 児童養護施設等の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて22歳まで引き続き施設等に居住させることなどにより、自立のための支援を行います。
- (ク) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。
- (ケ) 児童養護施設等の退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、その取組に活かします。

指標：里親等委託率

現状値 22.1%（平成30年度） → 目標値 32%（令和6年度）

指標：児童養護施設退所児童の大学等進学率

現状値 25.7%（平成30年度） → 目標値 35%（令和6年度）

※当計画は「埼玉県子育て応援計画」の第2章⁶児童虐待防止・社会的養育の充実から抜粋し作成したものです。

里親等委託率の計画

県全体	R2	R3	R4	R5	R6
代替養育を必要とする子供数	1,906 人	1,908 人	1,903 人	1,899 人	1,871 人
里親等への委託(見込)子供数	459 人	491 人	529 人	567 人	602 人
里親等委託率	24%	26%	28%	30%	32%
(0～3歳未満)	23%	26%	29%	32%	36%
(3歳～就学前)	30%	32%	34%	37%	39%
(学齢期)	23%	25%	26%	28%	30%

「代替養育を必要とする子供数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託の子供数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口(0歳～18歳人口)

過去10年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託の子供数

県集計による3月1日時点の施設入所・委託等の子供数。

施設入所については児童養護施設及び乳児院の子供数。

里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託子供数。

児童養護施設退所児童の大学等進学率の計画

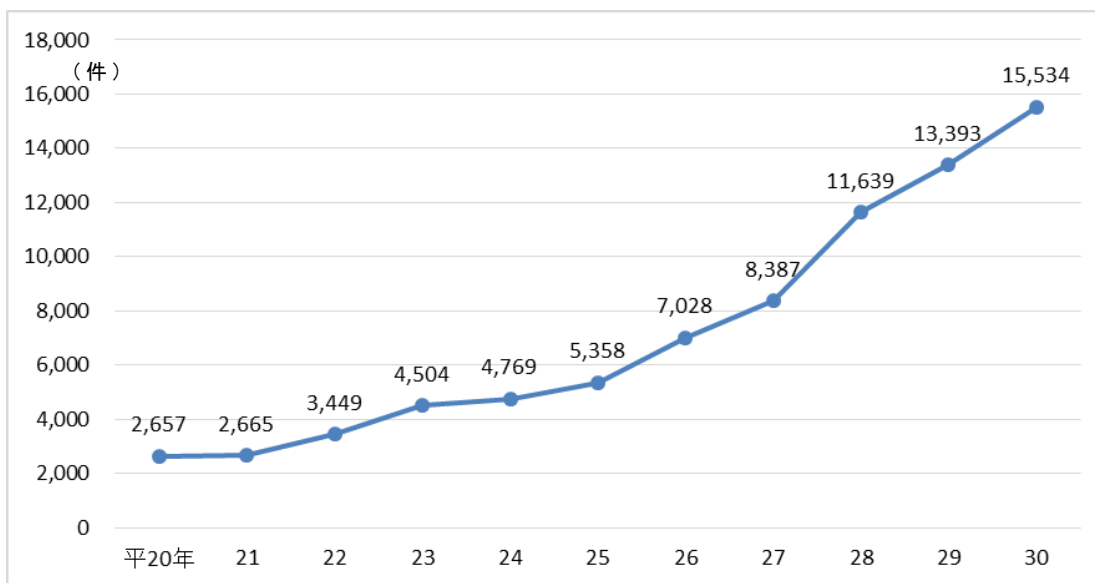
県全体	R2	R3	R4	R5	R6
高校卒業者の見込(過去の平均)	78 人	78 人	78 人	78 人	78 人
進学者の見込	21 人	22 人	24 人	26 人	27 人
大学等進学率	27%	28%	31%	33%	35%

< 資料編 >

児童虐待通告の状況

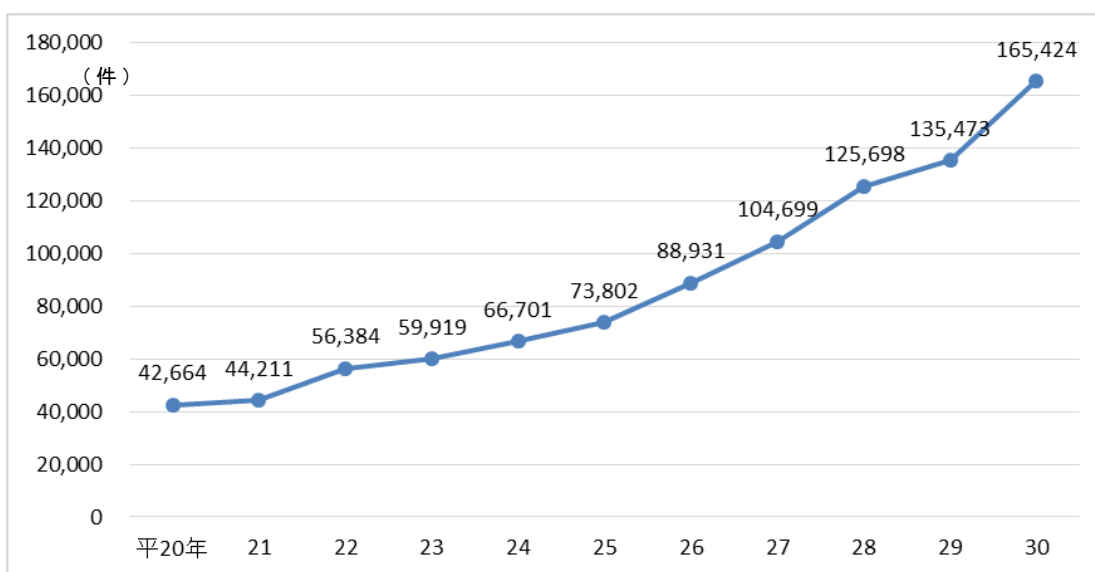
県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成30（2018）年度は15,534件（さいたま市を含む。）となり、前年度に比べて16.0%増加しています。このうち警察からの通告は全体の70%近くを占めています。年々増加する通告件数に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

< 児童相談所における児童虐待通告件数（埼玉県） >



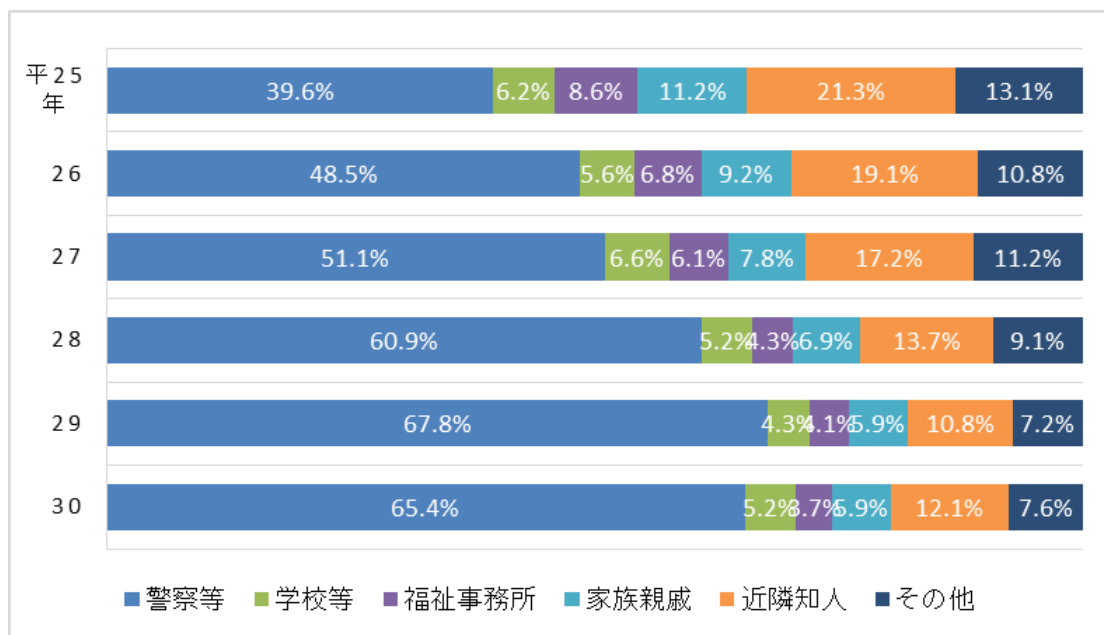
（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

< 児童相談所における児童虐待通告件数（全国） >



（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

< 虐待通告経路の割合 >

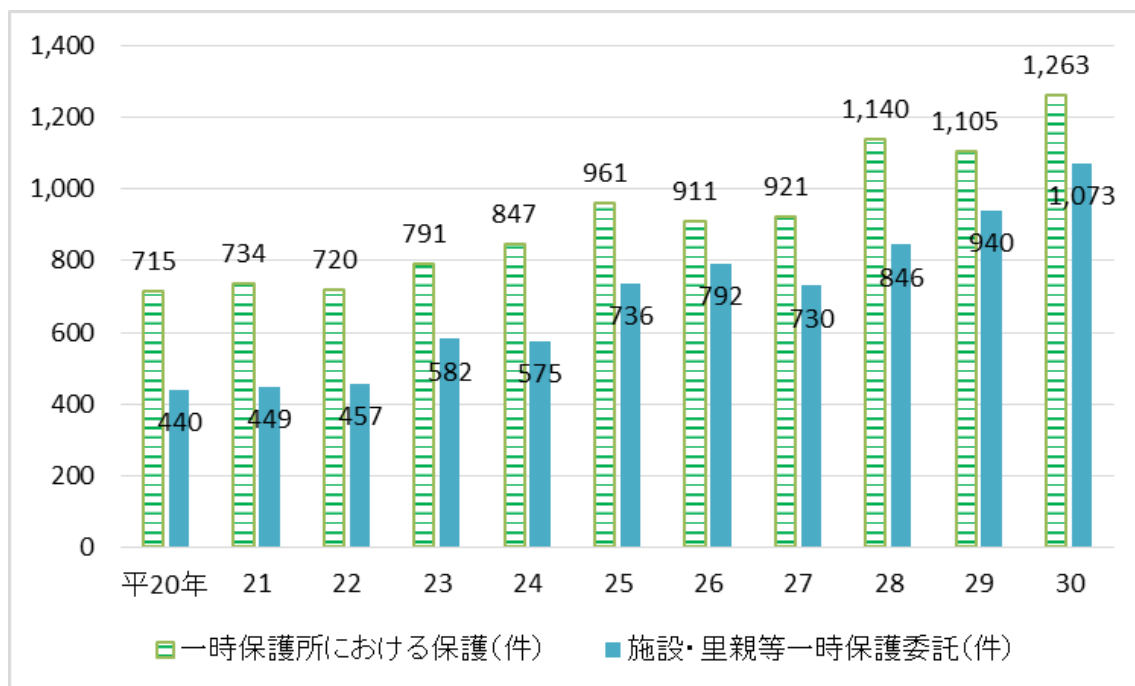


(資料：県子ども安全課調べ)

一時保護所の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、子供の安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、一時保護所の子供数に対して施設・里親等に一時保護を委託した子供の数の割合は増加傾向にあります。

< 県内の一時保護所における一時保護対応数 >

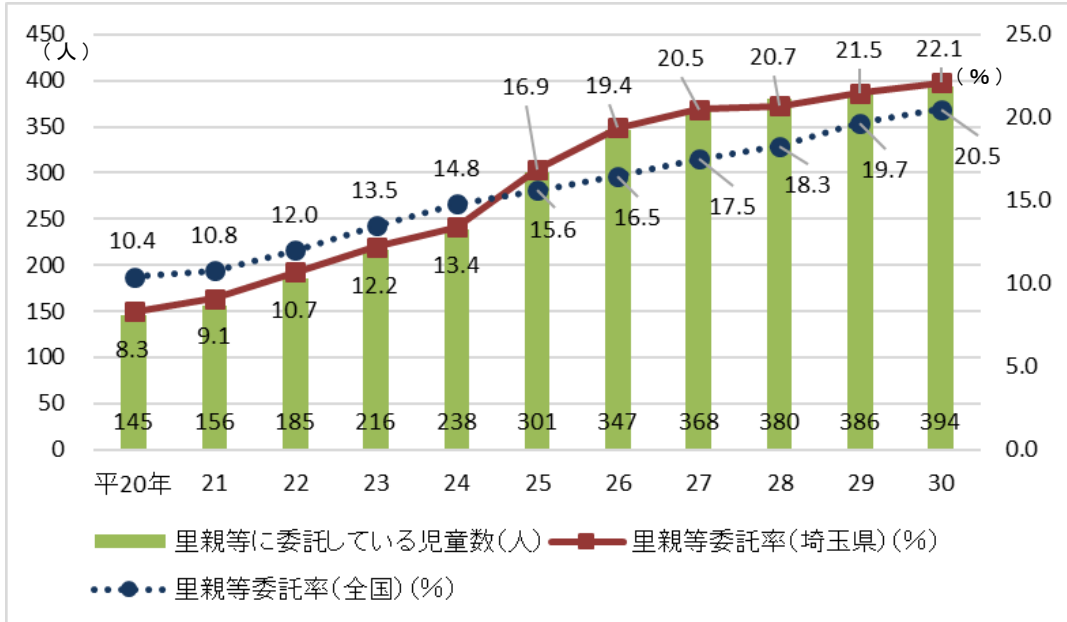


(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

里親等委託の状況

保護が必要な子供を里親及びファミリーホームに委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

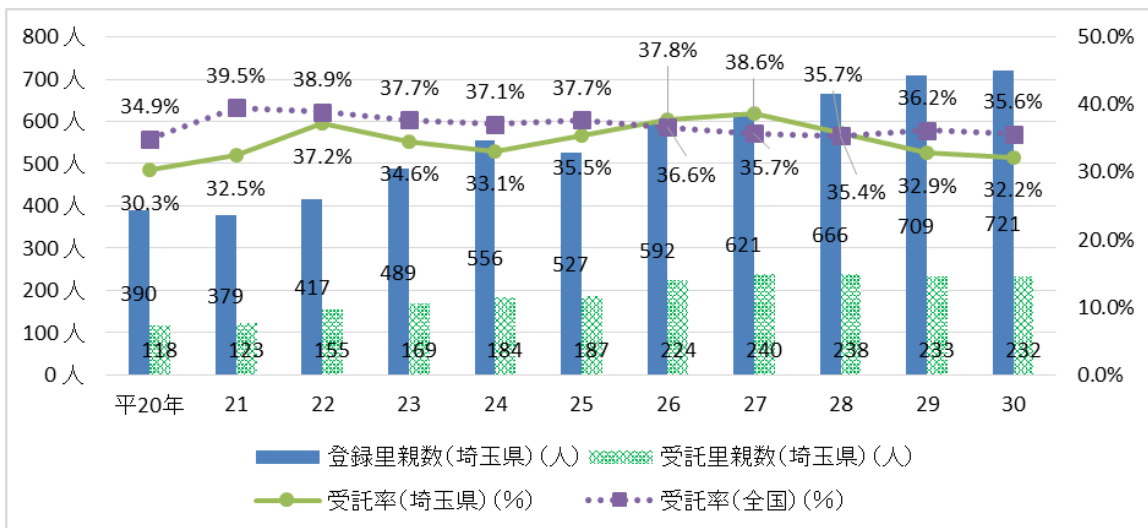
< 県内の里親等委託数・委託率の推移 >



(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

里親の登録数は平成20(2008)年度の390人に対して平成30(2018)年度は721人となっており、順調に増加しています。一方、子供を受託している里親の数は横ばいとなっています。登録した里親と子供との交流や委託後の訪問などきめ細やかに支援し、里親委託を進めていく必要があります。

< 県内の里親登録数・受託里親数 >

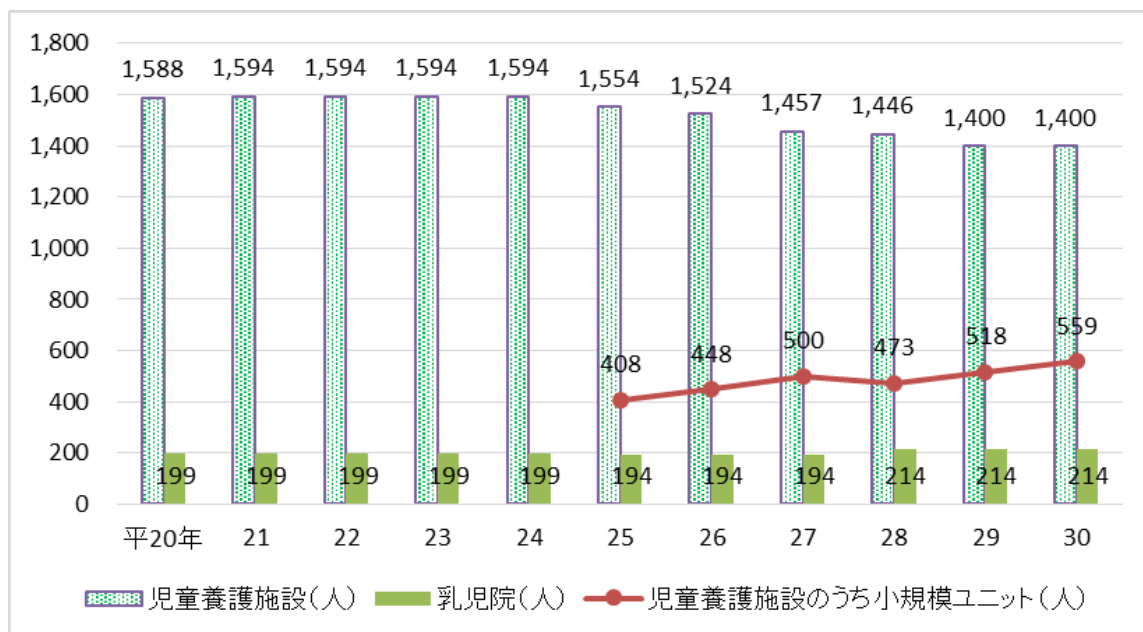


(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

施設養育の状況

児童養護施設は、平成30（2018）年度末で県内に22施設あり、定員は1,400人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模化かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は559人に増やしています。また、乳児院は平成30（2018）年度末で県内に6施設あり、定員は214人となっています。今後、子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

＜県内の児童養護施設・乳児院の定員＞



（資料：県こども安全課調べ）